

枚方市立サプリ村野NPOセンター使用許可条件

枚方市立サプリ村野NPOセンター条例第6条の規定により使用許可を受けたものは、下記の事項を守らなければならない。

記

1. 使用の権利を譲渡し、転貸し、又は使用許可を受けた目的以外に使用しないこと。また、許可なく物品の販売、契約をとる行為、人の勧誘をしないこと。
 2. 使用準備、後片付け等は、使用時間内に行うこと。また、椅子、机等を移動させた場合は、元の位置に戻すこと。
 3. 定員を守ること。
 4. 施設の壁、柱等に張り紙をしたり、釘・鋸類を打たないこと。
 5. 使用許可を受けた施設以外では、飲食しないこと。
 6. 所定の場所以外で、火気の使用をしないこと。
 7. 施設内の備品を備え付け場所から外部へ持ち出さないこと。また、機器備品類、電源を無断で使用しないこと。
 8. 騒音を発するなど、他の人に迷惑をかける行為をしないこと。
 9. 机、機器備品等を使用中に破損し、又は滅失したときは、必ず届出をし、使用者により原形に復し、又は損害を賠償すること。
 10. 使用を中止するときは、「枚方市立サプリ村野NPOセンター使用中止届出書」を提出すること。なお、既納の使用料は、原則として返還しない。ただし、使用日の7日前までに届け出た場合は、全額を還付します。
 11. 使用中は、使用許可書を携帯し、センターの係員から請求のあったときは提示すること。
 12. 使用にあたっては係員の指示に従うこと。また、使用中に確認等のため係員が入場する場合があります。
 13. 敷地内は、全面禁煙です。
 14. ごみは持ち帰ること。
 15. 利用にあたっては、電車やバスなどの公共交通機関をできるだけ利用し、主催者側でその旨を周知徹底すること。
 16. 使用が終わったときは、事務所に届け出て、原状回復の確認を受けること。
- ※ 枚方市立サプリ村野NPOセンター条例、同施行規則及び上記条件を守らない場合は、使用許可を取り消し、または停止することがあります。